

<2020年度 第5回理事会 決定事項>

講習会の再開並びに事業推進に向けた特別委員会の設置について

2020年8月13日

公益社団法人東京都山岳連盟

会長 松本 敏

コロナ禍が収束しない状況での都岳連の運営、特に講習会等の事業再開の取り扱いについて第5回理事会で審議、さらに三役並びに関係者で検討のうえ、以下のとおりとした。

1. 感染症対策第5版で9月再開としていた実技講習会等を以下の様にする

政府、または東京都からの外出や事業、イベントの自粛や中止の要請や指示（緊急事態宣言など）があった場合には延期、または中止の判断を行う

<対応>

1) 高山での宿泊（注）を伴う講習会は原則として行わないこととする

（注）高山での宿泊とは、宿泊地から林道などの安全地帯までの移動におおよそ4～5時間を要することを目安とする。判断理由は感染が疑われる場合の対応にリスクがあること、山岳地帯の救助体制に負荷をかけること。再開が可能と判断した場合は理事会で決定する。

2) 日帰りあるいは高山域以外での宿泊を伴う山岳等を会場とする講習会、また机上講習会については、実行可能な感染症対策を策定した上で行う。対象地域、対策の適否については三役+担当者（担当理事、委員長等）により事前検討を行う。

3) 都岳連が主催するイベントについては、政府のイベントの開催制限（参加人数と会場の容積等）に基づき、感染症対策を策定して行う。また、借用する会場の感染症対策ガイドラインに従う。対策の適否については三役+担当者担当理事、委員長）により事前検討を行う。

4) 会場、及び登山口までの移動手段について

- ・日帰りの事業においては借切りバスは、バスでの移動時間の割合が高くなり、また感染予防措置が必要となるので使用しない。移動手段は参加者各自での手配とする。
- ・講師、スタッフが乗用車で乗合せる場合は、換気、マスク着用、会話を控えめにするなどの対策を十分に行う

2. 事業推進に向けた特別委員会の設置「今後の事業の推進について」

1) コロナ禍は長期化する見込みであり、都岳連事業の持続化の視点から事業の継続対策並びにコロナ禍に対応した新しい事業の開発を図る。

・WEBを利用した講習、動画配信など、集合対面の必要がない新しい形式での講習会を計画する。※ 新時代の講習会の在り方を検討

2) そのための推進主体としての特別委員会を8月4日付けで設置するとともにスポーツ庁のスポーツ事業継続給付金の利活用を図ることとする。

以上